

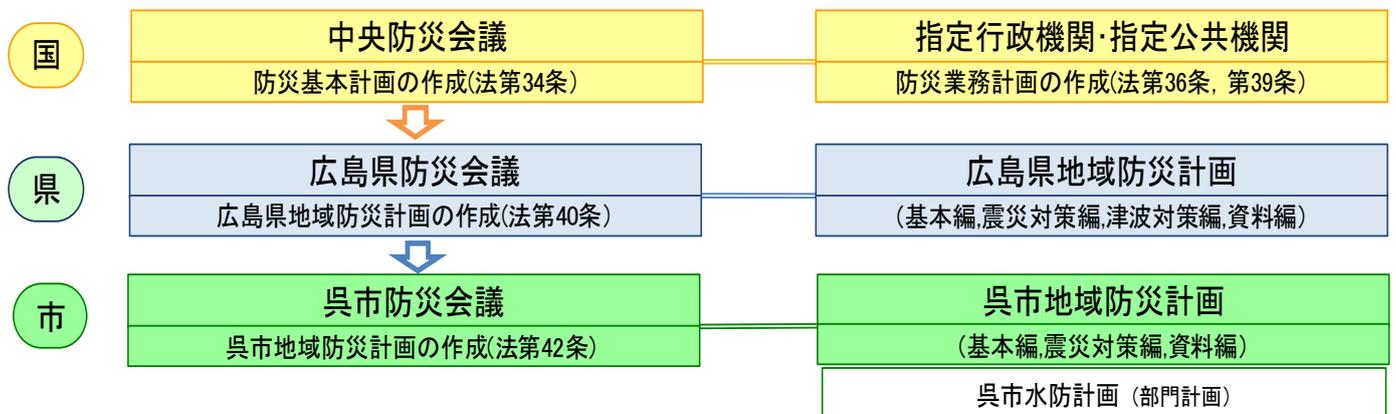
呉市地域防災計画及び呉市水防計画の修正等について（報告）

呉市地域防災計画・・・災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」といいます。）第42条の規定により作成及び修正が義務付けられています。

呉市水防計画・・・水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定により作成及び変更が義務付けられています。

このたび、国の防災基本計画の見直し及び広島県地域防災計画、広島県水防計画等の改正に伴い修正を行いました。

1 計画の位置付け



2 計画の構成



3 修正内容

(1) 避難情報の名称変更による修正

ア 修正の事由

国の「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の見直しを受けて修正を行いました。

イ 修正内容

変更前	変更後
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始
避難指示	避難指示（緊急）

※合わせて「呉市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を修正

(2) 防災会議委員の追加

災害時医療救護活動における薬剤部門との連携促進のため、呉市防災会議条例（昭和 38 年呉市条例第 27 号）第 3 条第 5 項第 9 号に規定する市長が特に必要と認めた者として、次の者を委員に追加しました。

機関名	職
呉市薬剤師会	会長

※ 防災会議委員総数 55 名

(3) 避難確保計画の作成及び避難訓練の義務化に伴う修正

ア 修正の事由

平成 28 年の台風第 10 号による豪雨水害で、高齢者施設において多数の利用者の方が亡くなったことなどを受け、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）が一部改正されたことに伴う修正を行いました。

イ 修正内容

洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の※要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化しました。

避難訓練の実施



※要配慮利用施設・・・社会福祉施設，小・中学校，医療施設等

(4) 県管理河川の基準水位見直しに伴う修正

ア 修正の事由

避難勧告等の発令の目安となる基準水位を住民の避難等の実態に即した数値にするため、広島県が県管理河川の基準水位を見直したことによる修正を行いました。

イ 修正内容

(ア) 対象河川

黒瀬川（二級ダム～河口）

(イ) 基準水位（町田水位観測所）

	変更前	変更後	備考
避難判断水位	2. 0 0 m	2. 7 5 m	避難準備・高齢者等避難開始の発令
氾濫危険水位	2. 6 5 m	3. 4 5 m	避難勧告の発令

※合わせて「呉市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を修正

(5) 国の防災基本計画及び広島県地域防災計画の修正等に基づく修正等

国の防災基本計画において、水害時における避難・応急対策の強化、熊本地震を踏まえた応急・復旧対策の強化の修正等がされたことに伴い、広島県地域防災計画及び広島県水防計画が修正されたため、これらに関連する事項について呉市地域防災計画及び呉市水防計画の修正を行いました。

また、計画に記載の各種数値の時点修正や、法令等の改正に伴う用語の定義等の修正を行いました。

なお、修正部分については修正箇所一覧表（資料1-1から資料1-5まで）のとおりです。

〈修正の一例〉

災害対策本部の機能の充実強化

→ 広島県への被害状況などの報告について、県の防災情報システムを利用する。

適切な避難行動を促す情報伝達

→ 避難時の周囲の状況等により、適切な避難行動を住民がとれるよう努める。

【参考】平成28年度からの呉市の取組

(1) 災害時の協定締結

締結先	締結内容
王子コンテナ株式会社	段ボールベッド、段ボールシート、段ボールトイレ等、段ボール製品などの物資の調達等
有限会社石丸商会、株式会社一誠堂及び深川医療器株式会社	ストーマ装具の調達等

段ボールベッド



ストーマ装具



(2) 避難の手引き（大雨編）の作成

- ア 作成の事由 梅雨前線や台風による土砂災害から市民の命を守るための避難情報等の周知
 イ 記載内容 開設予定の避難所、雨の降り方や避難情報、防災情報の取得方法等

避難の手引き（大雨）

